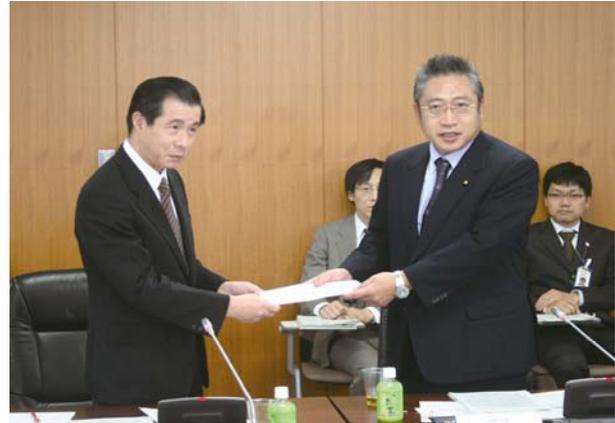




IOSCO 東京コンファレンスで基調講演
を行う渡辺大臣 (11月8日)
→ [P.3](#)、[P.18](#)に関連記事



高尾座長から「金融市場戦略チーム」第一次
報告書を受け取る渡辺大臣 (11月30日)
→ [P.2](#)、[P.7](#)に関連記事

目次

【フォトギャラリー】	2
【大臣談話・講演等】	2
【特集】	
○ IOSCO東京コンファレンスの開催について (平成19年11月8日～9日開催)	3
【お知らせ①】	
○ 金融庁庁舎移転について	6
○ 全国一斉多重債務者相談ウィークについて (12月10日～16日開催)	6
【トピックス】	
○ 「金融市場戦略チーム」第一次報告書の公表について	7
○ 貸金業者向けの総合的な監督指針について	8
○ 貸金業法等改正に係る政令・内閣府令について	10
○ 国際会計基準委員会 (IASB) 財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による 取組みについて	14
○ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について	15
○ EDINET再構築パイロット・プログラムに係る結果概要の公表について	16
【金融ここが聞きたい!】	18
【お知らせ②】	
○ 金融庁ホームページの構成見直しについて	21
○ いわゆるファンドについて	21
○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています! (証券取引等監視委員会)	21
○ 株券電子化について	22
○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内	23
【10月、11月の主な報道発表等】	24

【フォトギャラリー】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が出席された会議等をはじめ、金融庁で行われた行事等についての写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



米国 SEC（証券取引委員会）コックス委員長と面談（11月7日）



第1回金融専門人材に関する研究会で挨拶する渡辺大臣（11月19日）



全国一斉多重債務者相談ウィークにかかる
合同記者会見の様相（12月4日）→ [P6](#)に関連記事



IBA（国際銀行協会）での講演の様相（11月27日）

【大臣談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。下記内容にアクセスしてください。

●報告

- ・[「金融市場戦略チーム」の「第一次報告書」の公表について（平成19年11月30日）](#)
（関連）[わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について](#)
[（平成19年11月30日）](#)

●講演

- ・ 振角総務企画局参事官講演「金融行政の課題」
（平成19年11月20日・金融ITイノベーション2007-Autumn） 

【特 集】

IOSCO東京コンファレンスの開催について

(平成 19 年 11 月 8 日～9 日開催)

サブプライム問題などで世界の金融市場の動向が注目を集めるなか、2007 年 11 月 8 日（木）、9 日（金）の 2 日間に亘り、「IOSCO 東京コンファレンス」が開催されました。世界 46 の国・地域から 400 人を越える証券監督当局と市場関係者が一堂に会し、証券行政のあり方についての議論や、直近の金融・資本市場の話題について意見交換を行いました。

[IOSCO（証券監督者国際機構）](#)とは、世界 116 の国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成される国際機関であり、証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定が行われています。金融庁および証券取引等監視委員会は、我が国における証券当局として、こうした IOSCO の活動に積極的に貢献しています。

IOSCO では、民間金融セクターとの対話の促進を目的に、平成 16 年から毎年、世界の主要な金融センターにて、コンファレンスを開催しており、第一回はニューヨーク、第二回はフランクフルト、第三回はロンドンで行われ、今回の東京での開催は四回目となりました。

コンファレンスの開会に当たり、[渡辺金融担当大臣](#)、IOSCO 専門委員会の議長を務めるフランス金融市場庁のミッシェル・プラダ長官、及び米国証券取引委員会のコックス委員長からの基調講演がありました。渡辺金融担当大臣からは、直近のサブプライム問題について、危機を未然に防ぎ、また危機が起こった時に迅速にこれを認知し、対策を的確に講じていくために、各国の官民双方の叡智を結集することが求められているとの発言がありました。

オープニング・スピーチの後、「市場規制 – 競争、収斂、そして協調」を基調テーマに、規制当局者と市場関係者の幹部による以下の六つのパネル・ディスカッションが行われました。



オープニングスピーチを行う渡辺大臣



IOSCO 専門委員会の議長を務めるミッシェル・プラダ氏



400 人を越える証券監督当局と市場関係者

パネル 1 「会計・監査における収斂」

会計・監査の分野では、近年のグローバルな資本市場の統合を背景に、基準の標準化や財務報告の質を高める取組みが行われています。

会計基準については、質の高いものへのコンバージェンスが図られるのと同時に、主要な資本市場の規制当局者において、同等性の評価又は相互承認に向けた作業を通じて外国の会計基準を認めることが検討されています。監査も、会計基準の適用を整合的なものとし、財務報告を高品質なものとする上で重要な役割を担っています。

本パネルでは、資本市場が国際化し統合しつつある状況において、質の高い財務報告を確かなものとするうえで必要な会計基準・監査がどのような役割を果たしていくかについて議論を行いました。長期的な問題として、会計基準の国際的なコンバージェンス及び IFRS に関する課題、監査基準のコンバージェン

ス、独立監査人監督機関からの影響について議論がなされました。また、最近の市場の混乱に関連して浮き彫りになった短期的な問題としては、金融商品の公正価値評価、特別目的事業体（SPEs）を利用したオフバランスシート取引について議論がなされました。

パネル2 「取引所間の競争と統合」

取引所のグローバルな再編は、特に 2000 年のユーロネクスト誕生以降加速し、規制当局者等においては、取引の公平性及び透明性を維持すると同時に、市場の効率性を向上することが課題となっています。過剰な規制コストを回避したうえで、投資者保護を図るための一つの方策としては、各国の金融商品の市場審査基準の標準化や規制の相互承認が挙げられます。同時に、代替的取引システム（ATS）／多角的取引施設（MTF）の出現により新たな競争も生まれています。

こうしたなか、本パネルでは、取引所のグローバルな競争や株式会社化・上場が、自主規制概念に与える影響、広がる代替的取引システム（ATS）／多角的取引システム（MTF）の影響によって加速する取引所間の競争の帰結、グローバルな調和と相互承認という考え方と IOSCO が担うことができる役割について議論しました。

パネル3 「金融コングロマリットに対するアプローチ」

1990 年代後半以降、主要国の金融業界の再編が進み、いくつかの巨大な金融コングロマリット・グループが誕生しました。また、多くの国では、規制緩和を背景に、証券・銀行・保険の業態の垣根が低くなり、証券業の担い手は多様化し、クロスボーダーで活躍する金融機関が増加しています。

本パネルでは、グローバルなビジネスを展開する金融機関に対し、グループ内における統一されたリスク管理、コンプライアンス・利益相反の管理の際に直面する課題や、直近のサブプライム問題がこれらの管理体制に与えたインパクトなどが話し合われました。また、金融コングロマリットの形成が、世界的な傾向となりつつあるなかで、より有効となりえる規制制度は、欧州の一部及び日本のような銀行・証券・保険を一元的に監督する制度か、それとも米国やカナダのように業態・機能別の制度なのかについて、双方の制度に対する実務的な見解について議論が行われました。

パネル4 「規制当局間協力の新たな展開」

資本市場のグローバル化により、国境を越えた規制当局間の協力の強化が必要不可欠となっています。

そのため、IOSCO は、そのメンバーに対し、法務執行分野における情報交換の枠組みである多国間 MOU（情報交換取極め）への署名を促してきたところです。しかしながら、更なる規制当局間の協力が求められています。次なる協力分野は、監督上の情報を交換することや資産凍結・返還に関する協力等が考えられます。

本パネルでは、法務執行分野における情報交換及び情報交換を超える協力分野において、国境を越えた規制当局間の協力の必要性を議論し、その可能性を探りました。現行における情報交換の枠組みである二国間および多国間 MOU により、規制当局が必要とされる国際協力が可能となっているか、規制当局が国境を越えた法務執行事案に関し、相互に支援するための十分な手段を有しているか、また、規制当局がクロスボーダーで互いに規制を依存し合うために構築すべき重要要素について、議論が行われました。

パネル5 「オルタナティブ投資に対するアプローチ」

ヘッジファンドやプライベートエクイティなど、オルタナティブ投資市場は成長し続けており、規制上の課題としては、これらの多くが海外で設立・運営されるため、国内規制のみでは、非効率であり、効果的かつ公平な規制が行えない点などがあります。

本パネルでは、二つのセッションについて議論が行われました。第一セッションでは、ヘッジファンドに対する規制の是非や、複雑なグローバル資本市場のなかでの規制のあり方について話し合われ、第二セッションでは、主に流動性リスクや、ファンドのリテール化の是非について議論されました。前者については、米国サブプライム問題を発端とする市場の混乱から得た教訓や、ヘッジファンドの流動性リスクのあり方、投資家による解約リスクの管理のあり方、また、流動性の乏しいあるいは複雑な金融商品を評価する際の課題が話し合われました。後者については、ヘッジファンドへのアクセス手段を、主として高度な金融知識を有する投資家、あるいは適格投資家のみが持つことが、果たして公平か否かについて議論が行われました。

パネル6 クロージング・セッション「IOSCO の当面及び将来の課題」

コンファレンス最終日に行われた当パネルでは、IOSCO が今後直面する長期的・短期的な課題に関する議論が行われました。このうち長期的な事項については、市場規制間のコンバージェンスや競争が加速しつつある今日、規制当局関係者及び市場参加者が直面する課題について、前述の 5 つのパネルの総括を行

われました。また、短期的な事項については、直近のサブプライム問題を踏まえ、市場の透明性や金融商品の評価手法について、また、投資銀行が果たした役割や格付機関の利益相反などについて議論されました。

最後は[山本副大臣の閉会挨拶](#)をもって二日間に亘る「IOSCO 東京コンファレンス」の閉会となりました。



クロージングスピーチを行う山本副大臣

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「大臣講話・講演等」から下記内容を、また、今号の【[金融ここが聞きたい!](#)】[18ページ](#)にアクセスしてください。

- [IOSCO 東京コンファレンス 山本副大臣閉会挨拶 \(平成 19 年 11 月 9 日\)](#)
- [IOSCO 東京コンファレンス 渡辺金融担当大臣基調講演 \(平成 19 年 11 月 8 日\)](#)
- IOSCO 東京コンファレンス 歓迎レセプション 佐藤金融庁長官挨拶 (平成 19 年 11 月 7 日) [英文](#)

【お知らせ ①】

○ 金融庁庁舎移転について

アクセスFSA第50号および第59号でもお知らせしましたが、金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会は平成20年1月4日（金）より、中央合同庁舎第7号館に移転いたします。

移転先の詳細は、次のとおりです。

区分	金融庁	証券取引等監視委員会	公認会計士・監査審査会
【郵便番号】	100-8967（変更なし）	100-8922（新規）	100-8905（新規）
【電話番号】	03-3506-6000（代）（変更なし）		

【住 所】 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

【移転日】 平成20年1月4日（金）

【地 図】



【お問い合わせ】 総務企画局総務課管理室 TEL：03-3506-6000（代表）（内線3119、3414）

○ 全国一斉多重債務者相談ウィークについて（12月10日～16日開催）

内閣に設けられた「[多重債務者対策本部](#)」では、全国の自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとするため、**本年12月10日～16日**に「[全国一斉多重債務者相談ウィーク](#)」を設けることとしました。

「全国一斉多重債務者相談ウィーク」は、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会が主催し、相談ウィークの期間中、都道府県と当該都道府県の弁護士会及び司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を開催いたします。



【トピックス】

「金融市場戦略チーム」第一次報告書の公表について

11月30日に「[金融市場戦略チーム](#)」（座長：高尾義一・朝日アセットマネジメント常務執行役員）の第一次報告書が公表されました。

「金融市場戦略チーム」は、渡辺金融担当大臣の私的懇談会として、我が国の金融戦略を議論するため、民間の実務家等を中心に発足したもので、その後計10回にわたり、米国のサブプライム・ローン（信用力の劣る借り手に対する住宅ローン）問題に関する議論を行ってきました。その議論を踏まえ、今般、第一次報告書がとりまとめられたものです。

本報告書では、世界の金融資本市場や金融システムに影響を及ぼしているサブプライム・ローン問題の背景やその展開、問題点等を分析するとともに、グローバルな観点からの市場正常化に向けた道筋や、我が国として今後必要な施策についての提言が行われています。

サブプライム・ローン問題の背景としては、証券化等の金融技術の普及により、新しい金融仲介の在り方として、貸し手が市場を通じて原資産の信用リスクを投資家に分散させるというビジネスモデル（“originate-to-distribute”モデル）が広がる中、低金利と住宅価格上昇の継続への期待とがあいまって、信用リスクの移転や借換えを見込んで住宅ローン融資が十分な審査なく実行されていたことが挙げられています。そして報告書は、米国住宅市場の調整局面入りに伴うサブプライム・ローンの延滞率の上昇により、以下の3つの不確実性が顕現化した、と指摘しています。

- ① 証券化により原資産のリスクが分散した結果、リスクの所在や規模の特定が困難となった（リスク所在の不確実性）
- ② サブプライム・ローン関連商品の格付けの急速な引下げにより証券化商品の格付全体への信頼が失われ、市場の価格形成機能が低下し、市場の規模や流動性が急激に縮小した（価格形成の不確実性）
- ③ 証券化商品に対する投資活動において見られた短期調達・長期運用というマチュリティのミスマッチに内在する流動性リスクが顕在化した（流動性の不確実性）

また、こうした不確実性の背景として証券化市場の各関係当事者（借り手、貸し手、証券化商品の組成者、格付会社、証券化商品の販売者、投資家）の問題点を分析するとともに、今後、証券化市場の関係当事者間の情報伝達の確保、金融機関や投資家によるリスク管理、格付会社のビジネスモデルや情報開示、証券化商品の価格評価、コンデュイット（導管体）等の連結・非連結の会計処理、といった広範囲な諸論点を国際会議や国際機関においてグローバルな視点から議論していくことが期待されるとしています。

更に、サブプライム・ローン問題による我が国の金融システムへの直接の影響はこれまでのところ限定的であるとしつつ、報告書は、この問題は我が国の金融行政の在り方や証券化市場の今後の発展のためにいくつかの教訓を残したと考えられるとして、我が国において必要な施策として以下の諸点について具体的な提言を行っています。

- ① 監督当局における市場動向の把握、モニタリングの強化
- ② 監督当局間の国際的な連携の強化
- ③ 証券化によるリスク移転を前提としたビジネスモデル（originate-to-distributeモデル）の問題への対応
- ④ 証券化商品の原債権の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保
- ⑤ 十分なデータによる統計処理を前提とした証券化
- ⑥ プリンシプルの提示とベスト・プラクティスの模索
- ⑦ 格付会社に対する適切な対応
- ⑧ 証券化商品の価格評価・会計処理に関する国際的な議論への参画

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[『金融市場戦略チーム』の『第一次報告書』の公表について](#)」（平成19年11月30日）にアクセスしてください。

貸金業者向けの総合的な監督指針について

昨年 12 月 20 日に[貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律](#)（以下、改正貸金業法という。）が公布されました。

改正貸金業法は、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、個々の規制が強化されたのみならず、貸金業者に対し「業務の適切な運営を確保するための措置」が義務づけられ、業務改善命令が規定されるなど、資金需要者等の利益の保護を図るために十分な態勢の確保を求めることとしております。

こうした法律の規定内容を踏まえ、現在の行為規制中心の貸金業監督事務ガイドラインに替えて、監督事務の基本的な考え方、評価項目、事務処理上の留意点を体系的に整理して、より多面的な評価に基づく監督を行うことを目的に本監督指針を策定いたしました。

本監督指針は平成 19 年 8 月に[パブリックコメントの手続きに付した](#)後、11 月 7 日に[決定・公表](#)し、12 月 19 日から施行する予定です。

概要は以下のとおりです。

1. 基本的考え方

○ 貸金業監督の目的

登録制度、業務規制、自主規制団体の認可等を通じ、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが機能する貸金市場の構築を促す。

○ 貸金業監督の基本的な枠組み

- (1) 監督当局である国及び都道府県が連携し、利用者からの苦情等、監督情報の共有と集約を図る。
- (2) 無登録業者及び悪質登録業者の徹底排除のため、警察当局との連携、協力を図る。
- (3) 貸金業協会との連携及び役割分担、並びに非協会員への厳正な監督を通じ、全業者の業務の健全性を確保する。

○ 貸金業監督部局の基本的役割

利用者からの苦情等も含め、継続的に監督情報の収集・分析を行い、業務の健全性や適切性に係る問題の発見に努めるとともに、自主的な問題改善の取組みを早期に促すことや、必要に応じ行政処分等の監督上の措置を行うことで、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていく。

○ 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方

(1) 検査部局との適切な連携

- ・監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図る。

(2) 貸金業者にかかる情報の積極的な収集

- ・資金需要者等からの苦情等を含め、貸金業者の経営に関する情報を的確に把握・分析する。

(3) 貸金業者の自主的な努力の尊重

- ・私企業であるか資金業者の自己責任原則に則った経営判断について、法令等に基づき検証し、問題が認められた場合は改善を促していく。

(4) 貸金業協会との連携及び非協会員に対する厳正な監督

- ・協会員に対して効率的で実効性ある監督を行うためには、法律に基づく監督責任は監督当局にあることに留意しつつ、貸金業協会との間で適切な役割分担と緊密な連携を図る。
- ・非協会員である貸金業者については、当局が貸金業協会の自主規制規則の水準に則した適切な社内規則等の制定を命ずるとともに、業務実態の把握に努め、その業務の厳正な監督に当たる。

(5) 効率的・効果的な監督事務の確保

- ・現在行っている監督事務の必要性や方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図る。

2. 監督に当たっての評価項目

○ 法令等遵守態勢等

- ・業績評価や人事考課等でのコンプライアンスの重視。

○ 禁止行為等

- ・資金需要者等に虚偽を告げることや不確実な事項について断定的判断の提供禁止など、禁止行為についての社内規則等の整備及び社内研修等による周知徹底。

○ **勧誘及び契約締結時の説明態勢**

- ・説明責任等に関する社内規則等の整備及び社内研修等による周知徹底。
- ・適正な勧誘が履行される態勢の構築。
- ・保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじめ保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結するための態勢整備。

○ **過剰貸付けの禁止（総量規制を円滑に施行するための措置）**

- ・適正な与信審査が確保される態勢整備。
- ・顧客の借入意思確認等。

○ **広告規制**

- ・貸金業協会に加入していない業者から提出された広告に係る資料については、貸金業協会の自主規制基準等を勘案した検証。

○ **帳簿の閲覧、謄写**

- ・本人確認の方法及び閲覧、謄写の方法に関し、正当な理由なく過度の負担を課す場合は、閲覧、謄写の拒否に該当するおそれ

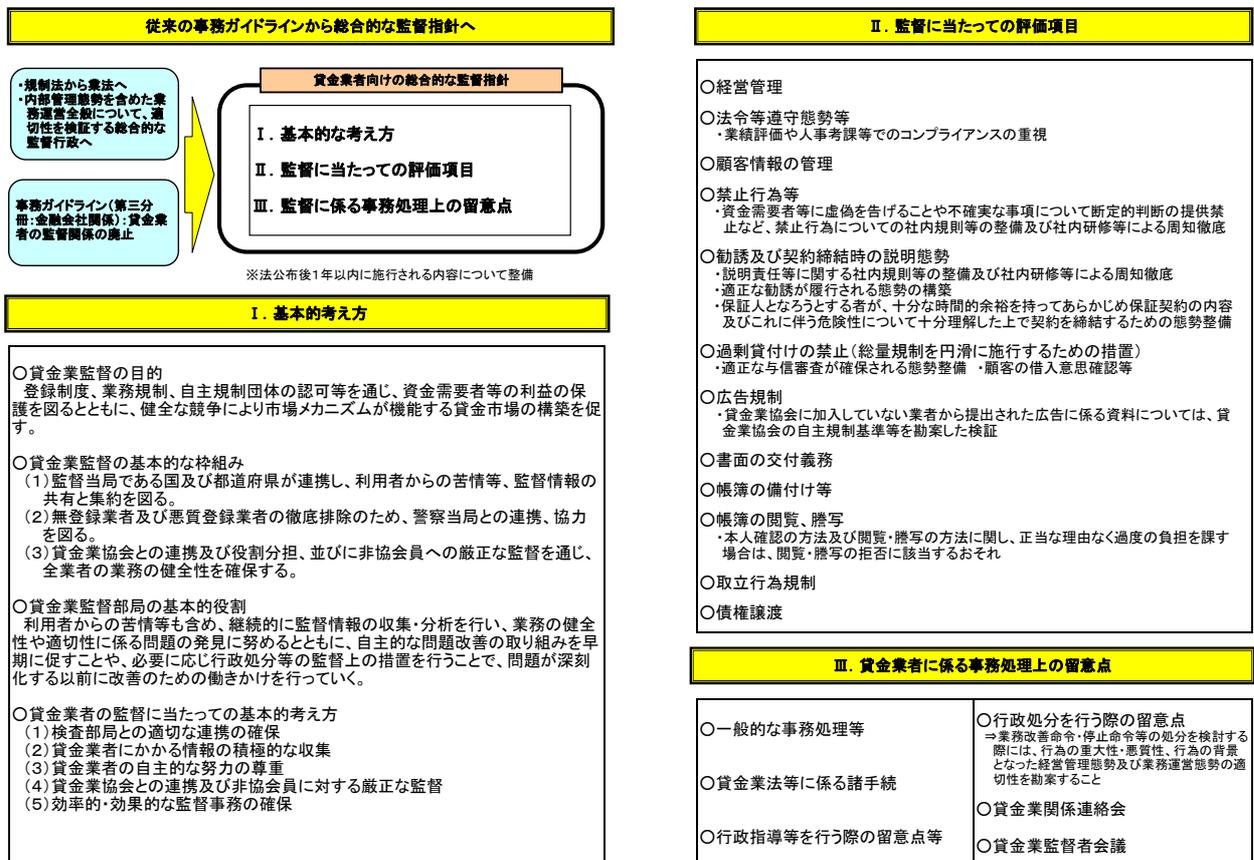
3. 貸金業者に係る事務処理上の留意点

○ **行政処分を行う際の留意点**

- ・業務改善命令、停止命令等の処分を検討する際には、行為の重大性・悪質性、行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性を勘案すること。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[貸金業者向けの総合的な監督指針（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成19年11月7日）にアクセスしてください。

貸金業者向けの総合的な監督指針の概要



貸金業法等改正に係る政令・内閣府令について

近年深刻さを増している多重債務問題の解決のために、

① 上限金利の引き下げ

② 返済能力を超える借入れを防ぐ総量規制の導入

③ 貸金業者の業務の適正化のための参入規制・行為規制の強化

等を内容とする「[貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律](#)」（平成 18 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）が、平成 18 年 12 月 20 日に公布されました。

この改正法を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の関係政令・内閣府令を整備し、平成 19 年 11 月 7 日に公布されました。

以下、上記の改正法の柱に沿って、関係政令・内閣府令について解説します。

1. 施行スケジュール

改正法は、下記のとおり 4 段階の施行となっており、関係政令・内閣府令も、完全施行までの規定がすべて整備されています。これは、貸金業者や信用情報機関等の関係者がシステム整備等の施行に向けた準備を適切に進められるようにするためです。

ここで、まず改正法の施行スケジュール（4 段階）について説明します。

・第 1 段階施行日

公布（平成 18 年 12 月 20 日）から 1 月を経過した日（平成 19 年 1 月 20 日（第 1 段階施行日））に、無登録営業の罰則の引上げ等や超高金利罪の新設が施行されました。

・本体施行日

公布から 1 年以内で政令で定める日（本体施行日。施行日政令において平成 19 年 12 月 19 日（水）と規定）に、取立規制の強化、業務改善命令導入、新貸金業協会設立等が施行されます。

・第 3 段階施行日

本体施行日から 1 年半以内で政令で定める日（第 3 段階施行日）に、貸金業務取扱主任者の試験開始、指定信用情報機関制度の指定の開始、財産的基礎要件としての純資産額の 2,000 万円への引上げ等が施行されます。

・完全施行日

本体施行日から 2 年半以内で政令で定める日（完全施行日）に、みなし弁済制度の廃止や出資法上限金利の引下げ等の金利体系の適正化、過剰貸付けの抑制のための総量規制の導入、財産的基礎要件としての純資産額の 5,000 万円への引上げ、貸金業務取扱主任者の必置化、事前書面交付義務導入等が施行されます。

改正法の第 1 段階施行日は、上述のとおり既に施行されており、今般公布された改正政令第 1 条・改正府令第 1 条が本体施行日に、改正政令第 2 条・改正府令第 2 条が第 3 段階施行日に、改正政令第 3 条・改正府令第 3 条が完全施行日に施行されることとなります。

また、利息制限法施行令・出資法施行令は、完全施行日に施行されることとなります。

2. 具体的内容

(1) 貸金業の適正化

a 貸金業の参入条件の厳格化

ア 貸金業者の最低純資産額

改正法においては、貸金業者の最低純資産額を政令で定めることとし、その額はそれぞれ 2,000 万円（第 3 段階施行日）、5,000 万円（完全施行日）を下回ってはならない、と定められています（[貸金業法第 6 条第 1 項第 14 号・第 3 項](#)）。

政令では、その額を第 3 段階施行日以後は 2,000 万円、完全施行日以後は 5,000 万円と定めています（[貸金業法施行令（昭和 58 年政令 181 号）第 3 条の 2](#)）。

なお、本規制により、いわゆる NPO バンクが貸付けを行うことが困難となる可能性があることから、内閣府令において、①非営利、②低金利（7.5%以下）、③貸付内容等の情報開示、④貸出目的の公益性、⑤純資産額 500 万円以上、等の要件を満たす場合には、例外として最低純資産額の基準を実質的に改正前の基準（法人 500 万円）に据え置くこととしました（[貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令 40 号）第 5 条の 3 第 2 号](#)）。

イ 貸金業務取扱主任者

改正法において、法令遵守のための助言・指導を行う貸金業務取扱主任者について、資格試験を導入し、合格者を営業所等ごとに内閣府令で定める数だけ配置することとされました（**貸金業法第 12 条の 3 第 1 項**）。これを受けて、内閣府令では、合格者を営業所等ごとに、従業者 50 人に対して 1 人以上配置することを義務づけています（**貸金業法施行規則第 10 条の 8**）。

b 貸金業協会

改正法において、新貸金業協会の設置に必要となる加入貸金業者の割合は政令で定めることとされています（**貸金業法第 37 条第 2 項**）。政令では、その割合を本体施行日以後は 15%、完全施行日以後は 50%と定めています（**貸金業法施行令第 4 条**）。

c 行為規制の強化

ア 書面交付

i いわゆるリボルビング契約等に係る規定の整備

改正法においては、これまで特段の定めがされていなかった、いわゆるリボルビング契約を含め、枠方式の貸付けを「極度方式基本契約」と定義し（**貸金業法第 2 条第 7 項**）、極度方式基本契約と個々の極度方式貸付け（極度方式基本契約に基づく貸付け）に係る書面交付義務の規定を整備しました（**貸金業法第 17 条第 1 項・第 2 項等**）。

- これにより、極度方式基本契約締結時及び個々の極度方式貸付け時に、書面を交付することとなりますが、両書面の記載事項として、原則として、旧法下の記載事項と同等の内容に加え、
- ・貸付けの利率が利息制限法の制限金利を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わない旨（本体施行日から完全施行日までの経過期間中）
 - ・トータルの元利負担額（完全施行日以降）が規定されています。また、貸付けの利率が利息制限法の制限金利以下の場合には、極度方式貸付け時に交付すべき書面において、
 - ・「返済の方法及び返済を受ける場所」等、一部の事項について、極度方式基本契約締結時に交付すべき書面に記載された事項と重複する事項の記載の省略が可能となるほか、
 - ・「各回の返済期日及び返済金額」の記載を「次の返済期日及び返済金額」の記載で代替することが可能となる
- など、一定の簡素化が図られています（**貸金業法施行規則第 13 条第 1 項・第 3 項**）。

ii マンスリーステートメント方式の導入

改正法において、いわゆるリボルビング契約等の極度方式基本契約に関し、貸付けの利率が利息制限法の制限金利以下の場合には、相手方の承諾を条件に、「一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面」（いわゆるマンスリーステートメント）を交付することにより、極度方式基本契約に基づく個々の極度方式貸付け時に交付すべき書面及び弁済時に交付すべき受取証書の記載事項が軽減される制度が導入されました（**貸金業法第 17 条第 6 項・第 18 条第 3 項**）。

これを受けて、内閣府令においては、マンスリーステートメントの詳細が規定されており、基本的に、個々の極度方式貸付け時に交付すべき書面（**貸金業法第 17 条第 1 項**）及び弁済時に交付すべき受取証書（**貸金業法第 18 条第 1 項**）の記載事項と同等のものを、一定期間（1 月以内）まとめて記載することとされています（**貸金業法施行規則第 13 条第 16 項・第 15 条第 4 項**）。

また、マンスリーステートメント方式を採用することの承諾について、既存のリボルビング契約に限り、貸金業者からの通知に異議がなければ承諾があったものとみなす経過措置が設けられています（**改正政令附則第 4 条・第 5 条**）。

iii 書面交付の電子化

改正法において、貸付けの利率が利息制限法の制限金利以下の場合には、相手方の承諾を条件に、事前書面、契約締結時に交付すべき書面、受取証書、マンスリーステートメントについて、電磁的方法により提供することが可能となりました（**貸金業法第 16 条の 2 第 4 項・第 17 条第 7 項・第 18 条第 4 項**）。

これを受けて、内閣府令において、電磁的方法の詳細が定められており、一定の要件の下で、携帯電話を利用することも可能とされています（**貸金業法施行規則第 1 条の 2**）。

iv 契約締結前の書面の交付の義務づけ

従来より、保証人に対しては保証契約締結前に書面の交付が義務づけられていましたが、改正法において、完全施行日から、保証人のみならず、借り手本人に対しても、契約締結前に書面を交付することが義務づけられました（貸金業法第16条の2）。

これを受けて、内閣府令において、この事前書面に記載すべき事項の詳細が定められています（貸金業法施行規則第12条の2）。

v 重要事項変更の場合の書面の再交付の義務づけ

改正法においては、契約締結時に交付すべき書面について、当該書面に記載した事項のうち、「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した場合には、書面を再交付しなければならないことが明記されました（貸金業法第17条第1項後段・第2項後段・第3項後段・第4項後段・第5項後段）。

内閣府令では、この「重要なものとして内閣府令で定めるもの」として、①極度額、②貸付けの利率、③返済の方式、④担保の内容、等を定めています。ただし、貸付けの利率の引下げ等借り手に有利な変更を行う場合は除かれています（貸金業法施行規則第13条第2項・第4項・第7項・第10項・第12項）。また、極度額については、その減額や元の額を上回らない額までの復活は、書面の再交付義務がかからないこととされています（貸金業法施行規則第13条第5項・第13項）。

vi 文字の大きさ

資金需要者等への情報提供が適切に行われるようにするため、内閣府令において、事前書面（貸金業法第16条の2）・生命保険契約に係る同意前の書面（貸金業法第16条の3）・契約締結時に交付すべき書面（貸金業法第17条）・受取証書（貸金業法第18条）・マンスリーステートメント本体（マンスリーステートメントにより簡素化する書面を除く。）（貸金業法第17条第6項・第18条3項）・公正証書の説明書面（貸金業法第20条第3項）・催告書面（貸金業法第21条）について、記載事項を8ポイント以上の大きさの文字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならないこととされています（貸金業法施行規則第12条の2第8項・第12条の3第2項・第13条第15項及び第16項・第15条第3項及び第4項・第18条第2項・第19条第4項）。

イ 生命保険契約締結に当たり自殺を保険事故とすることの禁止

改正法において、「住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約」を除き、貸金業者が借り手等を被保険者とする生命保険契約を締結するときは、自殺を保険事故とすることが禁止されました（貸金業法第12条の7）。

内閣府令においては、自殺を保険事故とすることの禁止規定の例外として、リフォームローンを含む住宅ローン及びそのつなぎ資金の貸付けを規定しています。

(2) 過剰貸付けの抑制

a 指定信用情報機関制度

ア 指定の要件

改正法において、総借入残高を年収の3分の1以下とする総量規制の導入に必要なインフラの整備として、貸金業者が借り手の他社分を含めた総借入残高を確実に把握できるようにするため、指定信用情報機関制度が創設されました（貸金業法第3章の2）。

この指定信用情報機関は、信用情報の規模及び財産的基礎が一定以上であることが要件とされています（貸金業法第41条の13第1項第5号、第41条の13第1項第6号）。

内閣府令では、信用情報の規模として①加入貸金業者数100者以上、かつ、②貸付残高の合計額が5兆円以上（貸金業法施行規則第28条）、財産的基礎要件として、純資産額が5億円以上であることと定めています（貸金業法施行規則第29条）。

イ 個人信用情報

改正法において、過剰貸付けの抑制を実効的なものとするため、貸金業者は指定信用情報機関に個人信用情報として以下の事項を提供することが義務づけられています（貸金業法第41条の35）。

- ① 顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの（第1号）
- ② 契約年月日（第2号）

③ 貸付けの金額（第3号）

④ 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項（第4号）

内閣府令では、「顧客を識別することができる事項」の具体的内容として、①氏名、②住所、③生年月日、④電話番号、⑤勤務先の商号又は名称、⑥運転免許証、健康保健証、パスポート等の記号番号、等を定めています（貸金業法施行規則第30条の13第1項）。

また、「前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項」として、①貸付けの残高、②支払の遅延の有無、③総量規制を超える貸付けが可能な契約に該当する場合には、その旨、を定めています（貸金業法施行規則第30条の13第2項）。

b 総量規制の導入

ア 総量規制の適用除外・例外

改正法においては、「住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約」（以下「適用除外」という。）を除き、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けを原則として禁止しつつ、例外的に、「顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの」（以下「例外」という。）に限り、年収の3分の1を超える貸付けを行うことを可能としました（貸金業法第13条の2第2項）。

内閣府令において、「適用除外」として①不動産購入のための貸付け（そのためのつなぎ融資を含む。）、②自動車購入時の自動車担保貸付け、③高額療養費の貸付け、等を定めています（貸金業法施行規則第10条の21）。

また、「例外」として、

① 有価証券担保貸付け（第1号）

② 不動産担保貸付け（居宅等を担保とする場合を除く。）（第2号）

③ 売却予定不動産の売却代金により返済できる貸付け（第3号）

④ 顧客に一方的に有利となる借換え（1月の負担・総返済額がともに減少し、かつ、追加担保・保証がない場合に限る。）（第4号）

⑤ 緊急の医療費（高額療養費を除く。）のための貸付け（第5号）

⑥ 配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付け（配偶者の同意がある場合に限る。）（第6号）

⑦ 個人事業者に対する貸付け（第7号・第8号）定めています（貸金業法施行規則第10条の23）。

イ 途上与信

改正法においては、一定の場合に、借り手の総借入残高が年収の3分の1を超えないか途上与信を行うことが義務づけられました（貸金業法第13条の3）。

内閣府令では、

・1月の借入れの合計額が5万円以上、かつ、借入残高が10万円以上の場合には毎月

・上記に当たらない場合でも借入残高が10万円以上の場合には3月毎

に途上与信を行うことが義務づけられています（貸金業法施行規則第10条の24）。

また、途上与信の結果、総借入残高が年収の3分の1を超えることが判明した場合の貸付けを抑制するための具体的な措置として、①極度額の減額、又は、②新たな貸付けの停止、が定められています（貸金業法施行規則第10条の29）。

(3) 金利体系の適正化

改正法において、みなし弁済制度（貸金業法第43条）を廃止するとともに、出資法の業として行う高金利の罪の刑罰金利を年利20%に引き下げることとされました（出資法第5条）。また、引下げ後の出資法の業として行う高金利の罪の刑罰金利（年利20%）と利息制限法の上限金利（年利15~20%）の間の金利での貸付けについては、行政処分の対象とすることとされました（貸金業法第12条の8）。

さらに、利息制限法（業として貸付けを行う場合に限る。）、出資法及び貸金業法におけるみなし利息の範囲を調整しました。具体的には、「債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの」をみなし利息から除くとともに、契約締結費用又は債務弁済費用のうち、①公租公課の支払に充てられるべきもの、②強制執行の費用等公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの、③ATM利用料（政令で定める額の範囲内のものに限る。）、をみなし利息から除くこととされました。

これを受けて、利息制限法（業として貸付けを行う場合に限る。）、出資法及び貸金業法の各政

令においては、「債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの」として、

- ・カードの再発行の手数料
- ・法定書面の再発行の手数料
- ・口座再振替に要する費用

が定められています（**利息制限法施行令第1条・出資法施行令第3条・貸金業法施行令第3条の2の2**）。

また、利息制限法（業として貸付けを行う場合に限る。）・出資法・貸金業法の各政令において、ATM利用料の上限として、入出金額1万円以下 105円・1万円超 210円と定められています（**利息制限法施行令第2条・出資法施行令第2条・貸金業法施行令第3条の2の3**）。

なお、3万円以上の入金において受取書が発行される場合には印紙税が課されますが、この印紙税相当額（及びこれを債務者から債権者に対し役務の提供の対価として支払った場合における消費税・地方消費税相当額）については、「公租公課の支払に充てられるべきもの」（**利息制限法第6条第2項第1号・出資法第5条の4第4項第1号イ・貸金業法第12条の8第2項第1号**）に該当すると考えられ、ATM利用料とは別途、みなし利息から除かれることとなります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表関係」及び「活動について・パブリックコメント」の結果から、[「利息制限法施行令（案）」](#)及び[「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（案）」](#)に対するパブリックコメントの結果等について（平成19年11月2日）と[「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」](#)及び[「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」](#)に対するパブリックコメントの結果等について（平成19年11月2日）にアクセスしてください。

国際会計基準委員会（IASB）財団のガバナンス向上に向けた 市場規制当局による取組みについて

2007年11月7日、金融庁は、欧州委員会（EC）、米国証券取引委員会（SEC）及び証券監督者国際機構（IOSCO）と共同で、国際会計基準委員会（IASB）財団¹の組織の枠組みを強化するための改革案を公表しました。

IASB財団²は、2008年以降に財団の定款の見直しを行う予定ですが、今回の提案は、IFRSが世界で広く利用されるようになってきていること等を踏まえ、IASB財団のガバナンスやアカウンタビリティの向上に資するために、新たに規制当局から構成される「モニタリング・ボディー」を設立することなどを提案しています。

なお、今回の公表に先立ち、IASB財団は、11月6日、財団のガバナンスを向上させるとともに、対外的なアカウンタビリティを向上させるための提案を公表していますが、この中で、公的機関との公式な関係（formal reporting link）を設立することなどを提案しています。

IFRSを巡っては、我が国においては、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）が、本年8月、IASBと、2011年までのコンバージェンスの加速化することを内容とする「東京合意」を公表するなど、ASBJを中心として、IFRSとのコンバージェンスを積極的に進められているところです。金融庁としては、引き続き、各国当局や、IOSCO等と連携し、IASB財団の定款のレビュー作業に対し、働きかけを行っていく方針です。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表関係」から、[「国際会計基準委員会（IASB）財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組みについて」（平成19年11月7日）](#)にアクセスしてください。

¹ IASB財団は、2001年に設立された民間の非営利団体であり、国際財務報告基準（IFRS）の設定を行う国際会計基準審議会（IASB）や国際財務報告指針の設定を行う国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）等の母体となる組織です。本部は、英国ロンドンです。

² IASB財団は、5年毎に、定款のレビューを行うこととしており、前回は2003年11月に作業を開始し、2005年6月に終了。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の 受付状況等に関する公表について (期間：平成19年7月1日～9月30日)

概要

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成19年7月1日から9月30日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- ① 平成19年7月1日から9月30日までの間に、10,459件の相談等（詳細については、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について（平成19年10月31日）別紙1](#)をご参照ください。）が寄せられています。一日当たりの受付件数は平均169件となっており、19年4月1日から6月30日までの間の実績（196件）と比べ減少しています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが2,659件（25%）、保険商品等に関するものが3,543件（34%）、投資商品等に関するものが2,543件（24%）、貸金等に関するものが1,515件（15%）、金融行政一般・その他が199件（2%）となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、
 - イ 預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が、その他業務では、為替、両替についての相談等が寄せられています。
 - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ハ 投資商品等については、証券会社に関するもの、未公開株に関するもの、ファンドに関するものについての相談等が寄せられています。
 - ニ 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報¹も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。
 - イ 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの
 - ロ 預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの
 - ハ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
 - ニ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
 - ホ 生命保険会社の不払い等（保険金等の不適切な不払い、支払漏れ等）に関するもの
 - ヘ 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続きに関する誤案内、保険料の立替、名義借り等）に関するもの
 - ト 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不当な開示拒否等）に関するもの
 - チ 証券会社の高齢者に対する勧誘に関するもの

また、[預金口座の不正利用に関する情報](#)については、金融機関及び警察当局へ149口座の情報提供を行っています。

さらに、平成19年4月1日から6月30日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

- イ 監督において行った156金融機関に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ロ 金融庁が着手した13金融機関の検査に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

¹ 検査・監督上参考となる情報の例

- ⑤ 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しております。今回、新たに追加する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談等は、以下のとおりです。

□預金・融資等

○盗難・偽造キャッシュカードに関する相談等

- ・ キャッシュカードを盗まれました。預貯金者を保護する法律があると聞きましたが、何という名前の法律ですか。また、どうしたらいいでしょうか。

□保険商品等

○保険金の支払いに関する相談等

- ・ 加療中であるにもかかわらず、保険会社から一方的に治療費にかかる保険金支払いを打ち切られてしまいました。

□投資商品等

○ファンドに関する相談等

- ・ 投資事業有限責任組合から出資を勧められていますが、迷っています。注意点があれば教えてください。

□貸金等

○無登録業者に関する相談等

- ・ おまとめローンを申し込んだら、「金融庁にあるデータが借入れできない状態になっている。大手貸金業者で20万円借りて郵送すれば、金融庁のデータを解除し貸すことができる。」と言われていますが本当ですか。

- その他、当庁のホームページ ([「一般のみなさんへ」](#)) では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しております。

- ※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について](#)（平成19年10月31日）にアクセスしてください。

EDINET再構築パイロット・プログラムに係る 結果概要の公表について

金融庁では、「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL¹の導入等による開示書類利用者の利便性の向上等を目的としたEDINETの再構築を行っており、平成20年4月より新システムを稼働し、XBRL形式による提出へ移行することを計画しております。

当庁では、新システムへの円滑な移行及びXBRL導入に向けた提出環境の整備に向け、操作手順の確認等を目的としたパイロット・プログラムを本年7月～8月に実施いたしました。約1,200社が参加し、うち約1,000社がXBRLデータ等の提出を行いました。

パイロット・プログラム全般を通じ、大きな混乱や不具合等はありませんでしたが、多数の企業に参加頂いたことによって、多様な実務を把握することが出来、システム及びタクソノミ²の利便性を高めるための一部修正を行いました。また、操作手順書等ガイドラインについて記載が複雑とのご意見等を受け、より分かりやすい記載とするなど操作手順書等各種ドキュメントについて品質の向上に向けて対応していきたいと考えております。

パイロット・プログラムの実施により、提出者等における新システム及びXBRLに関する理解ならびに環境の整備が進化したものと考えますが、参加企業より頂いたご意見のなかには、XBRL導入初年度の書類作成に係る作業量について、現状の1.5倍程度となるのでは、といったものも見受けられました。今後

¹ XBRL (eXtensible Business Reporting Language) : データに属性情報を付すことで高度な利用を可能とする、国際的に標準化された、財務報告等に使用されるコンピュータ言語。

² タクソノミ (Taxonomy) : XBRL形式で開示書類を作成するための電子的ひな形。

はいただいたこれらのご意見等を受け、必要な修正を行い、仕様等について順次公開することで、来年4月予定の新システム稼働に向けた提出環境等の整備を図っていきたいと考えております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から下記内容についてアクセスしてください。

・パイロット・プログラムにおける資料、提出書類のサンプル等につきましては、こちらで確認できますのでご参照ください。

・ [「EDINETパイロット・プログラムに関する資料の公開及び説明会の開催について」\(平成19年4月27日\)](#)

・ [「EDINET再構築パイロット・プログラムに係る結果概要の公表について」\(平成19年10月29日\)](#)

・パイロット・プログラム等を踏まえた最新の仕様等についてはこちらをご参照ください。

・ [「EDINET再構築に係る各種仕様等の公開について」\(平成19年11月16日\)](#)



【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

〔サブプライム・ローン問題〕

Q：先週、いち早く主要金融機関のサブプライムの残高をまとめられました。世界の当局でもそのようなことをやっているところはあまりないと聞いているのですけれども、そういうことをされたのも、金融庁としての危機管理の教訓みたいなことを意図したものなのでしょうか。

A：そうです。やはり状況がわからない、何がどうなっているのかわからないというのは、疑心暗鬼を広めるだけです。ですから、今の状況がこんな具合になっているということをはっきりさせることによって、疑心暗鬼の罠に落ち込むことが回避できると思います。福田総理の適切な指示もございまして、「今の状況はどうなっているのか」というご質問に答える意味もございまして、先週の段階で発表いたしました。

【平成19年11月27日（火）閣議後記者会見より抜粋】

〔IOSCO東京コンファレンス会議〕

Q：IOSCOの会議が先週開かれて、閉幕しましたが、アメリカのSECのコックス委員長と大臣が会談をされたと思うのですけれども、今回のサブプライム問題、または格付会社の取扱いについてどういう意見交換をなさったのでしょうか。

A：コックス委員長も元政治家ですし、私も政治家ですから、細かい話はしておりません。私の方からは喩え話でございしますが、日本でBSEが出たときに消費者が大変疑心暗鬼に包まれました。しかし、日本ではその後、万全の態勢を作り上げて消費者の安心を回復することが出来ました。例えば、全頭検査とか、トレーサビリティ（追跡を可能にする仕組み）とか、こういう手法を確立しました。これは政治家同士の会話と思って聞いていただければ結構ですけれども、コックス委員長の方から「でもBSEがでると相当牛を処分しなければいけませんよね」という話がありました。確か、私の記憶では日本ではそれほど牛は処分されていません。農家一軒の一緒に飼っている牛が処分された程度でございまして、大量に牛を処分したイギリスとかアメリカとはちょっと違った解決法を採った記憶がございまして、こういうのは全く別次元の話ではありますが、疑心暗鬼という観点からいきますと、非常にシンボリックな話です。例えば今、仕組みたいなのが、トレーサビリティがあるかといえど全くありません。これはトレーサビリティがないことが、セールスポイントみたいな作られ方をしているわけでもございまして、そういったことについては、今後IOSCOのみならず、いろいろな機会を通じて検討がなされていかなければならないと思っております。コックス委員長からは、IOSCOの会議でもご挨拶されましたように、日本の教訓というものをよく学んでいきたいと、こういう低姿勢のお話もございました。

【平成19年11月13日（火）閣議後記者会見より抜粋】

〔金融専門人材に関する研究会〕

冒頭発言) 金融サービス士と称してまいりました「金融専門人材に関する研究会」についてでございます。来週月曜日、11月19日、金融庁金融研究研修センターに「金融専門人材に関する研究会」を立ち上げ、第1回の会合を行う予定でございます。この研究会は、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識、及び資質についての幅広い検討を行うため、お手元のメンバー表にあります各界有識者にお集まりをいただき、ご提言をいただくものでございます。金融専門人材の育成については、経済財政諮問会議「金融資本市場ワーキンググループ」の報告や、本年6月の金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の中間論点整理においても施策として掲げられております。また、私もかねてから問題意識を持って提言をしてきた経緯があります。我が国金融・資本市場の競争力強化を実現するためには、市場の発展を担う人材の確保・育成が急務であり、また市場参加者においても、当局においても、共通のコンプライアンス感覚を有する人材が確保されることはよりよい規制環境の実現に資するものと考えます。こうした観点から、本研究会において、具体的かつ有意義な議論を行っていただくことを期待いたしております。

【平成19年11月16日(金) 閣議後記者会見より抜粋】

Q：先ほど発表いただいた研究会についてですけれども、研究会を作るということになったきっかけといいますか、誰の発案でどういう経緯があるのか、また人材育成について幅広い検討とありますけれども、どのようにして育成していくのか。大臣のお考えをお聞かせ下さい。

A：これは先ほど申し上げましたように、随分前から提言してきた経緯がございます。また、経済財政諮問会議のワーキンググループでも取り上げられ、金融審でも中間論点整理の中で取り上げられております。やはり、こういう専門人材がいろいろなところに散らばることによって、例えば監督当局のみならず、発行会社、証券会社、日本証券業協会、東証自主規制法人、こういったところに共通のコンプライアンス感覚、共通の知識を持った人たちが散らばることによって、金融の世界の正しい生態系の秩序が維持されるものと考えています。日本の金融行政が事前の統制型、護送船団方式から、事前にルールや検査監督の着眼点を示しつつ事後的にチェックする形に変わって久しいわけですが、この方式というのはある意味で行政コストがとてにかかるものです。しかし、日本の簡素で、効率的な政府を作るという大方針からいきますと、事前統制をやめたからといって、どんどん人数を増やしていくということにも限界がございます。また、それぞれのプレーヤーがそれぞれのコンプライアンスの感覚を持って自己規律を果たしていただくことは、自由社会においてはとても大事なことだと思います。そういう意味でこうした金融人材の育成というのは必要になると思います。アメリカですと弁護士の数非常に多くて、その弁護士たちがそれぞれ細かな専門分野を持って活躍しているわけですが、残念ながら我が国においては弁護士や公認会計士数が非常に少ないという現実がございます。そこで、こうした金融専門の分野に特化した人材の育成を行っていくことは急務だと考えました。こうした構想をいろいろな方々、特にロースクール(法科大学院)関係者などにお話をしましたところ、こうしたことについてのご関心が非常に高いということがわかりまして、それでは是非前向きに研究を始めようか、ということでこの研究会を立ち上げることにしたわけでございます。

【平成19年11月16日(金) 閣議後記者会見より抜粋】

〔金融危機から 10 年〕

Q： 明後日（11月24日）、土曜日が、山一証券が自主廃業発表をしてからちょうど10年という節目の時期にあたるわけですが、ここ10年の金融不安に対してどういった形で対応してきたのかということと、その金融不安の最後に当たる足利銀行がどういうふうになるのが理想的だと思われませんか。

A： 金融不安というのは、10年前に突如起こったわけではなくて、平成4年くらいから始まっているわけです。いわゆる危機と言われるもの、金融不安と言われるものは実は1回2回だけではなくて、平成4年もあれば、平成7年の住専もあれば、平成9年の山拓ショックもあれば、翌年の長銀破綻もあればというように延々と繰り返されてきたわけです。その歴史の教訓というものを我々は学ぶ必要があると思います。だいたいその当時からプロはわかっていたわけですから、やはり流動性の危機の根底にはソルベンシーの問題があると。支払い能力に問題ありということだったと思います。

不良債権処理のトラックレコードも相当日本は蓄積をしてきているわけですから、また、疑心暗鬼を解消するには、何が必要かというノウハウが沢山あるわけです。制度整備もきちんと行われ、不良債権比率も劇的に低下をしてきているわけですから、まさにこれから今起こっている世界のお金の不具合、変調状況については、日本はいろいろなノウハウを提供できる立場にあるのだらうと思います。この間も申し上げたように、SECのクックス委員長がIOSCOの会議に来られたときに、お茶飲み話でございまして、**「是非、日本の教訓、ノウハウを教えて欲しい」**と非常に低姿勢で言っておられました。こういうときには、ピンチはチャンスなのではないでしょうか。

【平成19年11月22日（木）繰上げ閣議後記者会見より抜粋】



【お知らせ ②】

○ 金融庁ホームページの構成見直しについて

金融庁では「金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）」を、これからの金融行政における大きな課題として位置づけており、この中で、4つの柱の一つに「行政対応の透明性・予測可能性の向上」を、5つの当面の具体策の一つに「情報発信の強化」をそれぞれ掲げています。

こうした考え方を実現するための活動の一環として、金融庁ホームページに以下のページを新設するとともにトップ画面の構成を見直しました。

- 金融制度や検査・監督の枠組みを一覧できるページを新設
- 「金融制度の質的向上」の考え方を紹介するページを新設

金融庁としては、今後とも、ホームページの一層の充実・改善を図り、情報発信の強化に引き続き努めていきます。



○ いわゆるファンドについて

金融庁では、本年9月30日の金融商品取引法施行に伴い、集団投資スキーム（以下「ファンド」といいます。）につきまして、金融庁ウェブサイトにて[一般投資家向けの注意喚起等](#)（9月26日）を行っております。また、今般11月19日、その第2弾として、ファンドを運用している（しようとしている）業者、ファンドの持分等を募集している（しようとしている）業者向けに、金融商品取引法にかかるとともにファンドに対する規制についての[解説や届出の様式等を掲載](#)しました。

主な内容は、以下のとおりです。

- ① ファンドとは何か
- ② ファンドの取扱い業者とは何か
- ③ 登録及び届出義務について
- ④ 登録業者に対する規制
- ⑤ 届出者に対する規制
- ⑥ 経過措置
- ⑦ 登録及び届出についての問い合わせ先

なお、今回は、当該情報の英語版も掲載しており、海外からの手続きについても記載しております。くわしくは、[こちら](#)をご覧ください。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成18事務年度には、6,485件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ホームページをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成16年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成21年1月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

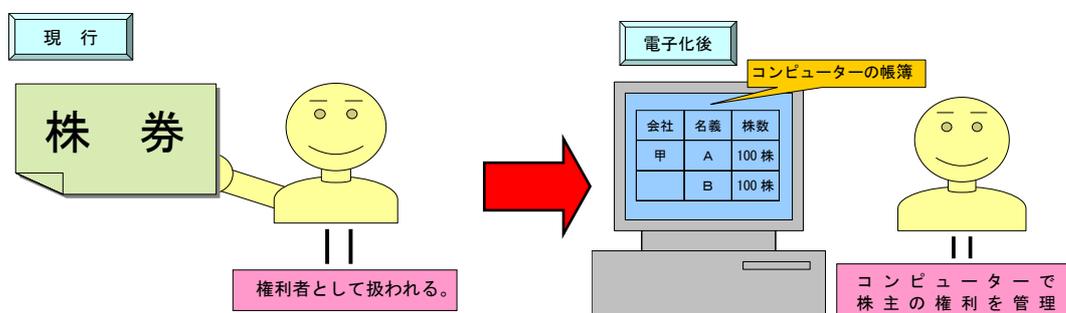
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のホームページの改訂（平成19年2月13日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁のホームページからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

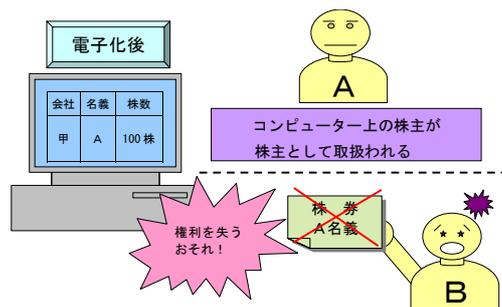
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



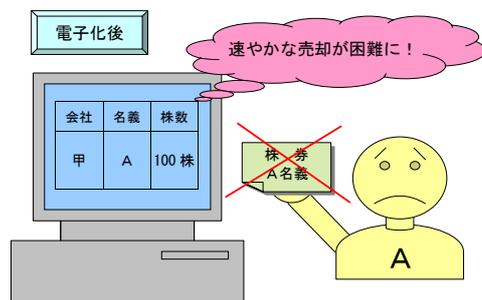
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようになる等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ホームページにも掲載しています。金融庁ホームページのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【10月の主な報道発表等】

- 1日(月) [アクセス](#) ・ 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」(11月17日開催済)のお知らせ
[アクセス](#) ・ 認定投資者保護団体の認定について (社団法人 生命保険協会)
[アクセス](#) ・ 「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」の公表について
- 2日(火) [アクセス](#) ・ 「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン(案)」に対するパブリックコメントの結果について
[アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第39回)及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第36回)合同会合議事要旨を掲載 (9月18日開催)
- 5日(金) [アクセス](#) ・ 丸八証券株式会社に対する行政処分について (東海財務局長処分)
- 9日(火) [アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第37回)配付資料を掲載(10月3日開催)
- 11日(木) [アクセス](#) ・ 銀行業の免許について (株式会社イオン銀行)
- 12日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社東和銀行に対する行政処分について (関東財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 第1回金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング 開催
- 17日(水) [アクセス](#) ・ 第45回金融審議会金融分科会第一部会 開催
- 18日(木) [アクセス](#) ・ 第1回金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ配付資料を掲載 (10月12日開催)
[アクセス](#) ・ 第45回金融審議会金融分科会第一部会配付資料を掲載 (10月17日開催)
- 22日(月) [アクセス](#) ・ 株式会社エフエックス札幌に対する行政処分について (北海道財務局長処分)
- 23日(火) [アクセス](#) ・ 金融審議会委員の任免について
[アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第37回)議事要旨を掲載 (10月3日開催)
[アクセス](#) ・ フェニックス証券株式会社に対する行政処分について (近畿財務局長処分)
- 25日(木) [アクセス](#) ・ 新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について (文部科学省への要請)
- 26日(金) [アクセス](#) ・ 「前払式証票の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について
(パブリックコメント 募集終了)
[アクセス](#) ・ みずほ証券株式会社に対する行政処分について
[アクセス](#) ・ 損害保険業の免許について (エイチ・エス損害保険株式会社)
[アクセス](#) ・ 西中国信用金庫に対する行政処分について (中国財務局長処分)
[アクセス](#) ・ 千葉信用金庫に対する行政処分について (関東財務局長処分)
- 29日(月) [アクセス](#) ・ EDINET再構築パイロット・プログラムに係る結果概要の公表について
[アクセス](#) ・ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)の公表について (パブリックコメント 募集終了)
- 30日(火) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第40回)及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第38回)合同会合配付資料を掲載 (10月24日開催)
[アクセス](#) ・ 第46回金融審議会金融分科会第一部会 配付資料を掲載 (10月26日開催)
- 31日(水) [アクセス](#) ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)等」に対するパブリックコメントの結果等について (内閣府令部分)
[アクセス](#) ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について
[アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

【11月の主な報道発表等】

- 2日(金) [アクセス](#) ・ 「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
- [アクセス](#) ・ 「利息制限法施行令(案)」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
- [アクセス](#) ・ 金融庁職員採用試験の可否発表について
- 5日(月) [アクセス](#) ・ 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について (12月15日開催)
- [アクセス](#) ・ 「行政処分事例集」の更新について
- [アクセス](#) ・ 金融商品取引業者 アルファエフエックス株式会社について
- [アクセス](#) 第2回金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ配付資料を掲載 (10月31日開催)
- 6日(火) [アクセス](#) ・ 銀行等による保険販売の全面解禁に伴う所要の手当てについて
- [アクセス](#) ・ 監査法人に対する業務改善指示について (なごみ監査法人)
- [アクセス](#) ・ アルファエフエックス株式会社に対する報告の徴取について
- 7日(水) [アクセス](#) ・ 金融審議会委員の任免について
- [アクセス](#) ・ 国際会計基準委員会(IASC)財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組みについて
- [アクセス](#) ・ 「多重債務者向け相談窓口の整備に向けて」の開催について(参加者募集 募集終了)
- [アクセス](#) ・ 「貸金業者向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
- 8日(木) [アクセス](#) ・ 泉州電業株式会社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
- 9日(金) [アクセス](#) ・ 第47回金融審議会金融分科会第一部会配付資料を掲載 (11月7日開催)
- [アクセス](#) ・ 単身赴任者の出張に係る宿泊料の取扱いについて
- [アクセス](#) ・ 貸金業関係統計資料の更新について
- [アクセス](#) ・ アルファエフエックス株式会社に対する行政処分について (関東財務局長処分)
- 12日(月) [アクセス](#) ・ 半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成19年9月中間期版)
- [アクセス](#) ・ 第44回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載 (10月3日開催)
- [アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第39回)配付資料を掲載 (11月8日開催)
- [アクセス](#) ・ 監督上の協力に関するドバイ金融サービス機構との書簡交換について
- 14日(水) [アクセス](#) ・ 利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて (平成18年度)
- 15日(木) [アクセス](#) ・ 第3回金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ配付資料を掲載 (11月8日開催)
- [アクセス](#) ・ カップ・クリエイト株式会社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
- 16日(金) [アクセス](#) ・ 第45回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載 (10月17日開催)
- [アクセス](#) ・ 第48回金融審議会金融分科会第一部会配付資料を掲載 (11月14日開催)
- [アクセス](#) ・ 「金融専門人材に関する研究会」の開催について (金融研究研修センター)
- [アクセス](#) ・ アリコジャパンに対する行政処分について
- [アクセス](#) ・ 保険契約の募集用の資料等の適切な表示の確保について
- 19日(月) [アクセス](#) ・ 「平成19事務年度保険会社等向け監督方針」の公表について
- [アクセス](#) ・ 経営健全化計画の見直しについて
- [アクセス](#) ・ ファンド関連ビジネスを行う方へ(登録・届出業務について)
- 20日(火) [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第40回)及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第38回)合同会合議事要旨を掲載 (10月24日開催)

- 21日(水) [アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第39回)議事要旨を掲載 (11月8日開催)
- [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第二部会(第41回)配付資料を掲載 (11月19日開催)
- [アクセス](#) ・ 第34回金融トラブル連絡調整協議会の開催について (12月7日開催)
- 22日(木) [アクセス](#) ・ 瀬戸信用金庫に対する行政処分について (東海財務局長処分)
- [アクセス](#) ・ 西尾信用金庫に対する行政処分について (東海財務局長処分)
- [アクセス](#) ・ 監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について (ビーエー東京監査法人)
- [アクセス](#) ・ 主要行の平成19年度中間決算について《速報ベース》
- [アクセス](#) ・ ムーンライトキャピタル株式会社に対する行政処分について
- 27日(火) [アクセス](#) ・ 株式会社東京金融取引所の産業活力再生特別措置法に基づく認定事業再構築計画の実施状況報告書の概要について
- [アクセス](#) ・ 第4回金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング配付資料を掲載 (11月16日開催)
- [アクセス](#) ・ 第49回金融審議会金融分科会第一部会配付資料を掲載 (11月21日開催)
- 28日(水) [アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第40回)配付資料を掲載 (11月22日開催)
- 30日(金) [アクセス](#) ・ 第1回金融専門人材に関する研究会 資料を掲載 (11月19日開催)
- [アクセス](#) ・ 第1回金融専門人材に関する研究会 議事要旨を掲載 (11月19日開催)
- [アクセス](#) ・ 「金融庁契約監視委員会」の設置について
- [アクセス](#) ・ わが国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について
- [アクセス](#) ・ 「金融市場戦略チーム」の「第一次報告書」の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。